

経済産業省令第47号(令和7年6月1日施行)により、規則第58条および第62条が改正されました。それらを反映させた本書の修正箇所を示します。(削除箇所を青で、追記箇所を赤で示しています。)
なお、規則第62条については、本書ではその記載を省略しています。

第 1 1 章 安定度試験

法第 36 条 火薬類を輸入した者又はその製造後 経済産業省令[規則第 57 条]で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令[規則第 58 条]で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事[*]に報告しなければならない。

2 経済産業大臣又は都道府県知事[*]は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に対し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができる。

[注] 導火線、電気導火線、信号炎管、信号火せん、煙火およびがん具煙火については、本条は適用されない。（本書 12. 14 項参照）

11. 1 安定度試験を実施すべき火薬類の期間

規則第 57 条 法第 36 条第 1 項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあっては、製造後 1 年とする。

2 前項の火薬又は爆薬であって、製造年月日の不明なものは製造後 2 年以上を経過したものとみなす。

11. 2 安定度試験の方法

規則第 58 条 法第 36 条第 1 項の安定度試験の方法は、次条及び第 60 条に規定する硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬についての定める遊離酸試験及び耐熱試験とし、頻度は、次の表の上欄に掲げる火薬類の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定めるものとする。その実施区分は次表による。

火薬類の種類	火薬類の区分	頻度実施区分
硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬	製造後 1 年以上を経過したもの	年に 1 回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
	製造後 2 年以上を経過したもの	製造した年月日から 2 年を経過した月から 3 箇月ごとに 1 回耐熱試験を行うこと。 <u>ただし、</u>

		<u>当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に1回とする。</u>
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3箇月ごとに1回耐熱試験を行うこと。 <u>ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に1回とする。</u>

2～3 [略]

[注] 安定度試験の合格基準（規則第 62 条）は省略する。

11.3 報告

規則第 64 条 法第 36 条第 1 項の規定による安定度試験の結果報告には、試験を実施した火薬類の種類、数量および製造年月日ならびに試験実施期日、試験方法および試験成績を記載するものとする。

11.4 不良火薬類の措置

法第 37 条 火薬類の所有者は、前条の安定度試験の結果経済産業省令[規則第 62 条]で定める技術上の基準に適合しない火薬類があつたときは、その火薬類を廃棄しなければならない。